

多 数 離 職 届

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第16条第1項の規定により、下記のとおり届けます。

公共職業安定所長 殿

令和 年 月 日

事業主	氏名	〔法人にあっては名称及び代表者の氏名〕							印	
	住所	〔法人にあっては主たる事務所の所在地〕		〒(—)		電話番号 ()				
① 多数離職に係る事業所	① 名称				② 事業の種類					
	③ 所在地									
	④ 労働者数				人	⑤ ④のうち45歳～64歳の者の数		人		
② 届出の対象となる離職が生ずる年月日又は期間	年 月 日から		年 月 日まで		③ 離職者数	性別	45歳～54歳	55歳～59歳	60歳～64歳	計
						計	人	人	人	人
						男	人	人	人	人
						女	人	人	人	人
① 氏名	② 職種	③ 年齢	④ 性別	⑤ 離職年月日	⑥ 離職理由	⑦ 住所	⑧ 再就職の希望の有無	⑨ 再就職先予定の有無		
記入担当者	所属部課					氏名	印			

〔記入上の注意〕

1 多数離職の届出

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第16条の規定により、事業主は、その雇用する高年齢者のうち、2に述べるように一定数以上の者が一定の理由により離職する場合には、あらかじめその旨を公共職業安定所長に届け出なければならないこととされています。

2 届け出なければならない場合

同一の事業所において届け出るべき離職者の数が1カ月以内の期間に5人以上となる場合に届け出なければならないなりません。

この場合において、「1カ月以内の期間」の1カ月は暦の上の1月、2月、3月……12月の1月ではなく、暦に従って計算をする1月であること。(例 2月7日～3月6日)

また、1カ月以内の期間に、届け出るべき離職者が5人以上あり、その離職に関してすでにこの届出が行われた後に、更に届け出るべき新たな離職者が5人以上となったときは、さきに行った届出の後の5人以上の者について届出を必要とします。

届け出るべき離職者の範囲は次のいずれにも該当するものです。

(1) 離職の日において45歳以上65歳未満であること。

(2) 次のいずれにも該当しないこと。

a 日々又は期間を定めて雇用されている者(同一の事業主に6カ月を超えて引き続き雇用されるに至っている者を除く。)

b 試みの使用期間中の者(同一の事業主に14日を超えて引き続き雇用されるに至っている者を除く。)

c 常時勤務に服することを要しない者として雇用されている者

「常時勤務に服することを要しない者」とは、非常勤講師のように毎日勤務に服することを要しない者であって、嘱託等の名称は用いられても毎日勤務に服することを要する者は、ここにいう「常時勤務に服することを要しない者」ではないこと。

(3) その離職理由が、解雇(自己の責めに帰すべき理由によるものを除く。)、その他の事業主の都合による退職、又は継続雇用制度の基準に該当しなかったことによる退職(以下「継続雇用の終了」という。)であること。

3 届け出るべき離職者の数の計算方法

届け出るべき離職者の数の算定は、同一の事業所において、暦月にかかわらず1カ月以内の期間に発生する2の離職者の数を合計して行って下さい。

ただし、雇用対策法第27条第1項の規定により大量雇用変動の届出が既になされている場合の当該届出によって既に届けられた者及び同法第24条第5項の規定に基づく再就職援助計画の認定の申請により大量雇用変動の届出をしたものとみなされた同条第1項の再就職援助計画に係る者については、多数離職の届出の算定基礎から除き、これらの者以外の者の数が5人以上となる場合に届け出ればよいこととなっています。

4 届出の方法及び時期

届出は、多数離職届(本様式)を貴事業所の所在地を管轄する公共職業安定所長に提出することによって行って下さい。

また、届出は当該届出に係る離職が生ずる日の1カ月前までに行わなければならないなりません。当該届出に係る離職が同一の日に生ずるのでない場合には、そのうちの最後の離職が生ずる日の1カ月前までに届出を行えばよいこととなっています。

なお、「1カ月前までに」とは、多数離職が生ずる日(最後の離職が生ずる日)の属する日の前月における当該多数離職が生ずる日(最後の離職が生ずる日)の応当日(応当日がない場合は、その月の末日)の少なくとも前日までということの意味するものです。また、その日が土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までに当たる場合には、その翌日まででさしつかえありません。

5 罰則

多数離職届の届出をすべきでありながら届出をせず、又は虚偽の届出をした者(法人であるときには、その代表者)は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第57条の規定により10万円以下の過料に処せられることとなっています。

6 多数離職届出の記入上の注意

(1) 「事業主 氏名(法人にあっては名称及び代表者の氏名)」欄及び「記入担当者 氏名」欄については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記入して下さい。

(2) ③「離職者数」欄は、2及び3に該当する届け出るべき離職者の数を、性、年齢階級別に記入して下さい。

(3) 離職者の④～⑩までの欄は届け出るべき離職者全員について記入して下さい。枠が不足する場合には、別葉でつけ足して下さい。

(4) ④「離職理由」欄は、「解雇」、「その他の事業主の都合による退職」、「継続雇用の終了」のように記入して下さい。

(5) ⑤「住所」欄は、離職者がいずれの安定所へ求職申込みするかを把握するために必要なもので、市区町村名まで記入して下さい。

(6) ⑦「再就職の希望の有無」欄は、単に「有」、「無」のいずれかを記入して下さい。

(7) ⑧「再就職予定の有無」は、会社の紹介、知人の紹介あるいは自己開拓等により再就職先の予定がある場合には、「有」と、予定のない場合には「無」と記入して下さい。